第3条（業務）		第22条の2（業務を行い得ない事件）								第22条の2（業務を行い得ない事件）							第22条の2（業務を行い得ない事件）	
		第1項（調査士）	第2項（調査士） 筆界特定手続代理関係業務							第3項（認定調査士） 民間紛争解決手続代理関係業務							第3項（認定調査士） 民間紛争解決手続代理関係業務	
			第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	前項1号	前項2号	前項3号	前項4号	前項5号	前項6号	前項7号	第1号	第2号
		公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件についての業務	筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するもの			調査士法人の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するもの		調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人		筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するもの			調査士法人の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するもの		調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人		調査士法人（民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。）の社員である場合	
			相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件	相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの	受任している事件（第3条第1項第5号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第7号において同じ。）の相手方からの依頼による他の事件	相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの	相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの	相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件	筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件	相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件	相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの	受任している事件（第3条第1項第5号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第7号において同じ。）の相手方からの依頼による他の事件	相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの	相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの	相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件	筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件	当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件	当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限り、第3条第1項第5号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。）の相手方からの依頼による他の事件
1号	調査・測量	×	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
2号	登記の申請手続又は審査請求の手続についての代理	×	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
3号	登記の申請手続又は審査請求の手続について法務局・地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成	×	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
4号	筆界特定の手続についての代理	×	×	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	×	×	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
5号	筆界特定の手続について法務局・地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成	×	×	×	○	×	×	×	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―
6号	前各号に掲げる事務についての相談	×	×（法3条1項4号、5号に関する部分）	×（法3条1項4号、5号に関する部分）	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	×（法3条1項4号、5号に関する部分）	×（法3条1項4号、5号に関する部分）	×（法3条1項4号、5号に関する部分）	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
7号	土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理	×	―	―	―	―	―	―	―	×	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	×	×	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）
8号	前号に掲げる事務についての相談	×	―	―	―	―	―	―	―	×	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	×	×	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）	×	×（受任している事件の依頼者が同意した場合は○）